

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷九十二第

行發日一月九年四和昭

論叢

相續税の弱點 法學博士 神戸 正雄

津藩の均田策 經濟學博士 本庄榮治郎

經濟靜學と經濟動學 文學博士 米田庄太郎

說苑

我國の經費増加と物價の變動 經濟學士 小山田 小七

講演

上海の社會狀態 法學士 櫻木 俊一

雜錄

越前米浦の農民逃散 經濟學博士 黒 正 巖

獨逸^{に於ける}交通政策研究の現況 法學士 前田 稔 靖

投資トラストに關する一考察 經濟學士 一谷藤一郎

艦船工場に於ける職上の生活 經濟學士 芝 元 一

物價指數に關する一論 經濟學士 木村喜一郎

マイヤー文庫 經濟學博士 沙見 三郎

近着外國經濟雜誌主要論題

津藩の均田策

本庄榮治郎

一 緒 言

徳川時代に土地兼併に對する一方策として土地分給策の行はれたことは、一般に知られて居る事柄である。その例としては對馬藩が寛文十一年に百姓の持地を悉く取り上げ、其村の百姓に等分に分配したこと、寛政八年の頃伊勢藤堂家にて之を實行して一揆騒動を見るに至つたこと、又佐賀藩にて嘉永五年十二月并に文久元年十二月に農耕地を一應藩に沒收したる上、一定歩合を以て之を舊地主と作人間に分配したこと等を擧ぐる事が出来る。尙會津藩に於ても同様のことが行はれし如く考へらるる節がある。¹⁾ 右の中、佐賀藩の事例は既に小野武夫氏の調査²⁾があり、最近それが増補改訂されて「舊佐賀藩の均田制度」として公刊されてゐる。私が本稿に於て述べんとする所は、寛政八年の藤堂藩の土地分給策に關するものであつて、これに關する直接の史料としては「寛政一揆岩立茨」并に「寛政一揆一件書類」と題するものを入手した。前者は葉無之種成といふ變名を以て夢物語を記すが如くにして事件を書き記せしものであり、後者は岡本五郎左衛門勤

1) 拙著、日本社會經濟史、578頁

2) 舊佐賀藩の農民土地制度、大正十一年七月農商務省發行

書、長田三郎兵衛勸書、矢守次郎太夫寛政八年御觸控并要用記、寛政八辰年十二月勢州津堀川町福田氏手紙寫³⁾、大寶院日記(寛政四年十二月)等から一揆に關する條を抄出し、且、役人等に對する處分書等を編輯したものである。其後「津市史稿本」を見るの機會を得たが、その事蹟篇中には寛政の農民暴動と題する節があり、其他財政篇民政篇等にも關係事項の記載されてゐるのを知つた。私は以上の「岩立茨」、「一件書類」、「津市史稿本」其他の材料によつて右の事件を記す次第であるが、尙史料の缺乏を感じる點が少くないことを遺憾とする。而して以上の史料を見得るに至つたことは、全く縣廳勤務の田所登氏及び市史編纂主任たりし梅原三千氏の賜であつて、茲に深く感謝の意を表する次第である。

さて寛政八年の藤堂藩の均田制度に就ては、藤田幽谷の「勸農或問⁴⁾」には「藤堂氏の吏兼併を破る事、あまり卒爾になせし故、貧民初は悦びたれども貧者は愚昧多く、富者は狡黠多き事定まれる勢なれば、富民謀を合て金錢を閉て出さず、借貸の道塞がりしかば貧民亦すりきりて困りたるに、富民の資産を奪はれて怨望せる者ども、此機に乗じて貧民の愚者を煽動せしかば、遂に亂をなせしと也。元より深く君長を怨で怨入骨髓ほどの事ならねば、未幾し亂平ぎ、平ぎたる跡にて或る旅客、其土人に前日の亂は如何なる事にて起せしと問しに、全く左程の事にも無きに、心得違にてさわぎ立、今後悔なりと答へしと云り」云々と説き、「一話一言」にも⁵⁾「近年御領下困窮

3) 新百家説林四、817頁以下所掲のもの

4) 日本經濟叢書卷二十、147頁

5) 新百家説林四、817頁

に付支配の役人中様々工夫を廻らし、御領下陰伐とて田畑へ障り成候樹木、神社地抔搦ひなく田畑陰に成候樹木不殘伐捨、古昔より不伐樹木抔不搦伐捨候故、田方は宜敷相成候地面も出來候也。郷中借付金三步利に被仰出、中分以上は迷惑いたし候へども輕き者悦候故、是等にては宜納罷在候。然處又々工夫をいたし十八萬之内にて別て困窮の在所三拾二ヶ村へ地平均申付候まゝ、是は其村の惣高を御上へ不殘召上られ、百姓貧福を不分、甲乙なしに平し、田畑割合に作らせらるる趣被仰出候處、甚以百姓方上下とも歸服不仕、依之大庄屋を以て願出といへども御聞濟なく日を送り候處、頃は極月廿六日夜、南之方七八里山中より出たりと見へて百姓數多箆笠にて竹鑢やうの物を持、御城下近き南の山にてかかり火を燒、近郷の村々同心し、出よ〜と叫はり廻り、若出ずんば村端より火を付燒拂はんと、しり歩く故、無是非箆笠着し一統に出來りしかば、人數は時の間雲霞の如く集り、翌廿七日未明より時の聲を揚、相圖の貝を吹しかば、西の方高山にて受貝を吹かかり火を揚、北在も同じ相圖をし、山の手在々より殘所なく平一面に押來云々と説き、以下百姓一揆の状況を詳細に述べてゐる。此等既出の文献によつても土地分給が百姓一揆を惹き起すに至つたことは明かであるが、土地分給が行はるゝ迄には種々なる事件があり、零細なる農民を徹底的に救濟するためには、土地分給を行ふの外なきに至つて、之れが斷行を見たのである。仍てそれ等の事情から順次説明しようと思ふ。

二 藩財政一斑

徳川時代における藩財政が頗る困難なる状態にあつたことは、大體に於て各藩とも同様である。藩の収入は地高に對する貢租と雜税とであるが、これによつて藩士の封祿、藩廳の政費、江戸其他における藩邸の維持費、殊に參覲交代に要する多額の費用、領民に對する救恤の費用等を支辨せなければならぬ。のみならずその外に臨時に幕府より諸工事の御手傳を命ぜられて、財政の基礎を脅かされたものである。それで藩士の俸祿の一部を借上げ、節儉令を續發し、藩内に用金又は借上を命じ、或は大坂其他の富豪より借金するに至つた。舊債の償却は同時に新債の發生となり、借替毎に其額が増加する有様であつた。幕末多事の際には殊に財政は亂脈となるに至つた。¹⁾

津の藤堂藩に於ても大體同様であり、初期の間は財政に餘裕があつたとしても、四代高睦^{チカミ}以後は財政困難の状態に陥つたものである。殊に寶永以後は屢諸工事の御手傳があり、藩廳は内外の債主に向つて調達金を命じて居る。この調達金が年と共に漸増し、到底やり繰りし能はざるに至るや、年賦期間の延長、利率の低減を以てし、遂には元金据置、利子支拂停止を命じたが、遂に寛政六年には領民よりの調達金に對し無利息千年賦五百年賦等を斷行し一舉に多年の債務を破却

1) 拙著、日本社會經濟史、442頁以下

せんとするに至つた。この非常手段を適用されたものは田中次郎左衛門其他數名に止らなかつたといふ。尤、藩外の用達商人に對しては威壓的にかゝることを強制し得ざりしが如くであつたが、然し藩の財政が當時極度の窮乏に陥つて居たことは、以上の事實によつても之を徴することが出來やう。

二三 寛政前後の農村状態

徳川時代の後半以後農村が一般に疲弊したことは、既に認められてゐる所である。このことは津藩に於ても亦同様であり、享保以後農村は逐年疲弊し、農用牛馬の數、耕地反別、農戶數等は減少したるに拘らず、一般世上の生活向上に伴うて農村の生活費は増加し、且、國割、助郷其他の負擔も増加するに至つた。農民の生活が益困難となるに至つたことはいふ迄もない。郡奉行部下の菓木^{かほくかた}方役所に於て國土經營、勸業生財の方面に才能を有せし手代外山惣左衛門(方道)の筆に成れるものと推定されてゐる「御領下之模様四五十年以來種々相替り候事共左に記」には、村民の生活状態が如實に記されてゐるが、それは恐らく寛政頃の狀態なるべしと考へられる。

それによれば四五十年前以前までは、農村では白壁の藏、惣瓦の家などは指折り數へる程しかなく、寺堂辻堂などでも惣瓦は稀れであり、從て佛壇佛間の造作なども、衣類家具なども、すべて

1) 冊著、日本社會經濟史、535頁以下

質素であり、また「時行風杯流行いたし候へば、家別に黒米黒豆陳皮生姜を煎じ、人々是れを用ひ、中々服薬杯と申容體更に無之、末々の者女奉公人のたぐひは、燈し油を附水として悉く髪を結い候事、よつて鬢水入と申もの有之、猶其砌下において傘所持致すもの無之、悉く竹の子の法性寺笠と申而至て大い成笠をかむり、雨を凌ぎ候事(中略)古來は格別、先大抵五十年前以前迄は惣體古風の姿も有之、一切右に準じ質素なる事にて家事萬端費用の失墜無之、只一統人多に有之、牛馬杯も多分飼置、大作をいたし、よつて田畑の地味も自から厚く肥え、依之端々迄も一切萬穀の物上り自然に取増、御國も豐饒に有之、在々も富家の百姓も數多有之、御國も御手厚き義に有之、強而困窮もなく至ての難澁村も少く」過ごして來た。然るに「四五十年以來驕奢目切り致増長、依之人氣次第高上に成、際限なき世風の奢りに乗じ、依て古風を失ひ自然と花美に近づき、末々奉公人迄も物好となり、我が分量を取忘れ恐憚る事もなく、斯く一統の奢りと成行候より、大切成所の萬穀産出しは次第に減じ、是を寄々費而は際限無之、よつて御國一統の困窮と相成候事」。その生活上の例としては白壁の藏、惣瓦の家屋が多くなり、諸道具萬端に費用をかけ、佛檀佛具なども多額の金を費して京都で買調へ、祝儀不祝儀音物或は祭禮等に屢酒盛をなす有様となつたことが記されてゐる。「然る處右等の木材代呂物并建具金物榮耀の道具、其外器物石瓦且又絹布吳服の類、紙筆墨蠟燭右に類したる品、擧てかぞへがたく皆悉他所他國の代呂物にて、

當地の代呂物會て無之、右の外味噌酒酢溜りに至る迄、都て入津「代呂物」であるから、他國へ金銀を支拂はなければならぬ。この「金銀何れから出たる事哉、是悉地中の賜物にて田島の代呂物より外無之」、然るに「古來は田地一反に付、平し五俵出來には屹度相廻り可申、又當時之作方にては漸く平し四俵出來には相廻り申間敷、左候へば百姓の上は大抵其分量の定も相見へ有之事、右の内にて御上納米を相勤并國用村用小入用を出し、其外の雜費を償ふこと並大抵の義に有之間敷、右體の義にて百姓の上、中々花美の出來候申ものにては無之」と説き、更に

『一、寶曆の末より次第に御領下百姓の株絶、人數牛馬の數減夥數義に相及、依之荒地と成、中地等も多分に相成、よりにて百姓と田島との釣合廉直不致、御國産業の減、萬穀の取劣等是難計積御國萬穀に拘る事

一、御領下の困窮と驕奢の募と是廉直不致、是則萬穀の元に拘る事
一、先千鰯杯は以前の倍の餘の直段に相及候事、右等は作方第一の基入に候へは猶更萬穀の元に拘る事

一、下方奉公人給金以前の倍に相成候事、是作方の農夫に候へは則萬穀の上に拘る事
一、牛馬の減は古來に異成事に相及候事、右は牛馬は厩糞を以て田島の地味を肥すの方便に有之、依之萬穀の元に拘る事』

さて五ヶ條を舉げて「只今の姿にて迎も御國の成立は難出來様に乍恐奉存候」と論じて居る。かくの如く農村が行詰れば、農民は營々として働いても、それは僅かに露命を繋ぐだけのことであり、一方に負債が嵩み、他方に土地を兼併せらるゝの結果とならざるを得ないであらう。²⁾

四 切 印 金

農村における金融の問題はいふ迄もなく重要な問題である。藩に於ても農村の有産者が高利を食ふの弊を矯めんがために、寛文延寶の頃、既に裏判金と稱する制度が存在して居た。延寶四年七月の令に曰く、

一 伊勢御領下百姓呼寄於仁右衛門宅御憐愍被仰出之趣奉行列座にて申渡事

一 御領下在々に借用仕奉行共裏判金過分にて、百姓共返濟難成様に被問召及不便に思召候に付、共借主方には殿様より御返濟被遊、在々百姓の手前は御赦免被遊候間難有可奉存候

一 大庄屋共並村々の庄屋御赦免之裏判金、其外諸事算用相之儀に付、小百姓を掠、私之働仕候は、幾年過候ても其沙汰相聞候は、急度可被仰付事

一 自今以後彌以耕作に入念、油斷仕間敷候、若不精に仕、御年貢滞於有之は曲事に可被仰付事

延寶四年七月廿五日

右之通伊賀も同事に被仰付事

即ち裏判金の制度は、民政に關する役人が保證せる資金の融通であつて、その返濟不能となり

2) 拙著、日本社會經濟史、552頁以下
1) 宗國史外篇國約誌第八(寫本)

し場合、藩より之を辨償せしものである。勿論之れによつて小百姓を苦しめ、私腹を肥やす如きものは之を罰するのみならず、一般百姓が年貢未進等なきため耕作に専念すべきことを期せしものである。然し農村の状態は前述の如く時代と共に農民の困難加はりしものであつたが、享保十七年の凶作に際し、救済資金を調達するため、裏判金の制度を一層擴張することとなつた。これが即ち切印金である。

切印金は領内町郷中の富者より大庄屋十人の連判、郷代官五人の裏判を以て金子を借入れ、郡奉行二人、加判奉行二人が證書と帳簿とに四個の判印をなすものである。これ即ち切印金なる名稱の生じた所以である。斯くて諸方から集めた金を大庄屋より貸渡し、難澁せる百姓を救はんとするものである。享保十七年に行はれた方法は次の布令によつて明かである。

『 立毛不熟に付拜借金被仰付事

一伊勢御領下當立毛不熟に付、百姓共難澁之儀委細聞届候得共、去年今年打續き御藏入米大分減少に而御勝手ひしと御差支之事共に候故、何も存寄乍有其場に及びかたく候。然共百姓共難可致難儀と存、此度切印の金子致才覺、高百石に付金三兩づゝ別紙小割之通拜借申付候間、此上随分無油斷農業精を入取續可申候

右之通達御聞候間難有可奉存候以上

右之通村々役人共申達末々小百姓迄もことごとく可申付也

享保十七年十月廿八日

大庄屋 共 ぬ

拜借金小割之覺

一平高百石に付、三兩宛借渡候。無利元金に可來³⁾、五幕を³⁾、卯暮迄、三年賦に可致上納候

一村高之内他、領より出作振入作に所持之高へは拜借金無之事

但し久居が致所持候高へは借渡候事

一御領下百姓之内持高多き者程凶年之痛多く可有之候得共常々覺悟よく、可也にも取續拜借不致者は奇特之事に候間、左様之者有之候は、村々が人別之名前帳面に記可差出候

一打續凶年之難儀はいづれの村々も一統の事に候得共、村役人共働にて拜借不任候共、間合可申村は奇特成事に候間、左様之村有之候は、其趣書付を以可申出候。以上。

一拜借并高割助免共存寄有之候間、申迄は無之候得共彌人別持高へ致割賦、宛地小作之者共へ、一向割當申間敷事

一今度郷中に拜借被仰付候に付、金子入用に候間隨分成次第致才覺可申出候。郷中には無利三年賦に申付候得共、一年限利足

一割にも切印に而借受可申候。尤不致年賦之間來暮元利受取申度候は、無間違不殘相渡し可申候。以上。

右一ヶ條同日別に申渡有之。

享保十七年十月廿八日

一

是に由つて觀れば、藩は年一割の利子を貸主へ支拂ひ、村々へ貸出した分は村高に應じ平均百石三兩の割で無利足三年賦であつたから(高持百姓を目的とし、小作人等に貸付けず)、藩は農村救済のために大なる負擔を

覺悟してのことである。而してこの時、右の切印金借用を辭退した養田村、丹川村、舞出村、津

屋城村、小津村の五ヶ村は、何れも褒美として鳥目五貫文宛を給されたといふことであるから、

多くの村は右の借用をなしたものであり、農村が一般に困窮に陥つて居たことも明かであらう。

3) 宗國史 同上

翌十八年夏も麥作不熟のため、金三千兩の内二千兩は藩帑から、一千兩は切印金で貸付け、十九年冬にも米作不熟のため、金三千兩を切印金で貸付け、寛保二年二月にも干鯛の騰貴により、三千兩の切印金融通を行つた。⁴⁾ 其後も連続的に切印金の方法は用ゐられて居たのである。

この方法は大庄屋十人の借受、奉行代官保證のものであるから、形式上極めて確實なるものである。且つ若干の利子を附するものであるから、資力ある者から見ればこれ以上の確實なる利殖物は存せない。それで諸方から手づるを求めて大庄屋へ貸渡し利殖したものである。而してこの切印金の貸出回収等についても、始めの内は運用よろしきを得たものと見え「年久敷金高一二萬兩位にて無難に取續き來りし處」云々と記されてゐるが、⁵⁾ 後には種々の弊害を生じた如くである。

それは貸付が石高割になつて居るため、借受人のうち資力あり狡黠なる者は、之れによつて土地若くは米穀を買入れ又は窮民に轉貸して利鞘を貪るに至り、庄屋や年寄の中にも之によつて不當なる利得を收むる者があるに至つた如き、その一例である。かくの如き事情の下に安永三年二月には切印金の償還期を五年賦に延長するに至つたが、之は當時資金の回収が漸次困難となり來りしことを示すものであらう。又他方には、貸出資金が欠乏したため、勢ひ借入利率を高めて資金の吸収を計らざる可らざることとなり、天明四年以後は飢饉その他の災害で農村は困憊し切印

4) 同上

5) 寛政一揆岩立茨(寫本)

金は益固定した。「岩立茨」に這間の事情を説明して『近年郷中凶作打續き、段々百姓難澁に及に付ては、切印の借入相嵩み凡六萬兩程に及、金高多くなるゆへ年々の手返し成がたきに付、利足七歩の定なれども大庄屋手前一割又は一割二歩も借入、在々へ貸付は彌以て高利になるゆへ百姓益困窮に及』とあるが、これによつて見れば享保頃の方法とは多少異り、借入利率は規定上は七歩であるが、事實は一割又は一割二分も出して居た如く、貸出も享保頃は無利子であつたのが、當時は相當高率に上つて居た如くである。

かゝる状態では農村の救済は甚だ困難である。何とかして現狀を打開して新しき途を進ましめねばならぬ。そこで寛政四年に郡奉行茨木理兵衛(重謙)の議によつて一大改革が加へらるゝことゝなつた。その方法は(一)切印金借入總額凡六萬兩を五ケ年間拵置き、借入利率七分なりしを三歩とす(二)農民よりは七歩の利息を取立つ(三)この七歩の内三步は金主へ返済し、殘四歩は郡方にて積金となし、御用達田中治郎左衛門、川喜田久太夫、河邊忠四郎の三人へ一割の利息を以て預けることゝした。これは信用破壊による今後の借入不能を慮り、この利金を以て農村への新規貸出に充てんとしたものである。

然るに右の如き借入利子の低減と償還期の延長とでは未で十分なる救済をなし能はざりしため、右の据置期限滿了前の寛政七年に(一)切印借入金償還は半額にて打切ること(二)右の半額打

切不承諾の者に對しては元金を其儘据置き三步の利子のみを支拂ふことゝした。翌八年(即ち前述の五ヶ年)には(一)百姓へ貸付ある切印金を百年賦とし(二)未進金、手尻金、相對の諸借金等皆(据置期限滿了の時にあたる)

追延(支拂無期延期)とした。即ち先づ寛政七年には金主に對して半金打切の政策をとり、翌八年には農民に對して切印金返償百年賦、其他の貸借支拂延期の特典を發したものである。之れに由つて困窮を極めし農民は定めし蘇生の思ひをなしたことであらうが、資金供給者たる金主には非常なる打撃であつたことは云ふ迄もない。當時の状況を「岩立茨」に記して曰く「(切印金は)往古より慥成を以て諸方より傳手を以て借貰ふ。此金主他所の入金ありと雖共、多分津領の町郷中より出し置ぬれば、此一法(寛政七八年の改革を指す)にて分限者と云しも、俄に逼塞するものあり。或は鰥寡孤獨の養ひ金、又は先祖供養の爲菩提所へ祠堂となし、跡弔ふ者なきは家財を賣て祠堂となす、寺々の祠堂、宮社の修覆金、萬代不朽の金銀は皆切印へ入置しに、此一法にて案外の難儀に及者多し。愚痴無智の祖父祖母の臍くり、無檀坊主の鼻の下、比丘尼の一文設けまで切印へ入置し者は茨木(露カ)と(露カ)族も多かりける。實にも神社佛閣の修覆金は追善永代經千僧萬僧の供養など年々怠りなく勤來りしも、此新法にて止みたるも多ければ佛神の怒り生靈の恨いかゝあらんと心あるものは眉をひそめて目を送る」と。切印金の貸主には有産者としての多額資金の供給者もあらうが、また利殖手段として適當なるものなりしたため、零細なる資金を之に託したのも少くはなか

つたから、後者にとつては、以上の變革は實に致命的の大打撃であつたに相違ない。それが原因の一部となつて寛政の一揆は爆發したのである。

(註) 切印金の制度は寛政以後にも存続した。然し文化以後は義倉金の創設と共に切印金の規模も縮少せられ、寛政一揆以前の如き重大なる意義を有せざるものとなつた。天保五年の令によれば、利率は借入貸出とも六分であつた。嘉永元年には借入四分貸出六分とし二分の利轄は撫育費として蓄積された。

五 蔭 切

寛政六年に蔭切(影伐)が行はれた。これは障害木伐採の意味であつて、これを發案した東木方の意見としては(一)田畑の作物が樹木のため日蔭となり、實のり悪しきゆへ耕地の障害となる樹木を切り取ること(二)村里内の物干場の遮蔽物となる樹木を除去すること(三)以上の代りに支障なき程度に有用木を植付くる利益あること等に因るものであるが、寛政六年から郡奉行は掛員を各方面に派し、實地見分の上、田畑の周圍のみならず民家附近、社寺境内等の樹木をも切り取らしめた。「岩立茨」に「山田の分は、ぐるり皆山林にて夫々の持主有て成木を待しもかまはず切拂ひ、家屋敷火除の爲、植置たる樹木、畑の風除、平場の田地は稻干場なきゆへ畦にはんの木をうる稻掛としたるも切り、年歴しれざる大木、所の者色々云傳へあるによつて邪魔なれ共、恐をな

して捨置し大木、又は宮山の神木、社内其林迄盡く切拂ひしなり』とあるが、誠に村民の私有財産たる樹木も、農民が稻架や防火防風に利用せる樹木でも、さては由緒ある大木や、神社の神木に至るまで、何等顧る所なく伐り拂つたのであるから、農民が之れに對して不平を鳴らし、不安の念に驅られたのは當然の事であらう。況や神社の神木を強制的に切り拂はしめおきながら、他方藩士の山莊、別邸などの大木は附近民田に大なる障害を與へつゝあるにも拘らず、これを強制し得ずそのまゝに放置せし如きは、農民の不平を一層高めたものといはなければならぬ。

〔註〕「崑立茨」に曰く『志郡藤方村に千社の宮といふ舊社あり、此境内の樹木切拂ふべしとの命有によつて、社司神へ鬮を奉る。鬮の下るを見れば、切事ならぬ山に付、此旨を願出る。役人の曰、たとへ神佛たりとも鬮命背難し、彌違背あるによつては神は京都吉田へ預け、社司は追放すべき旨下知有故、神主是非なく切拂ふ。此勢に恐をなし所々方々の神山神木事なく切拂しなり』云々。

六 常廻 目付

郷村統治の直接機關は大庄屋、庄屋である。伊勢國內八郡に亘る二百九十七ヶ村を十區に分ち毎區一人の大庄屋を置いて之を支配し、其下各村に庄屋を置き、年行事の參與によつて村政を執らしめたものである。尤文化十一年には一區を増して十一人の大庄屋とし、幕末にも又變更が加へられた。庄屋、大庄屋の直屬上官は代官である。代官の上に郡奉行があり、その上に加判奉行

が之を統轄する仕組であつた。

他方に農村の状況農民の行動を視察監督するものとして郷目付があり、その下に組合目付といふものがあつた。組合目付は大庄屋支配區域毎に一人宛、郷中無足人より選抜任命した。組合目付は区域内農民の行動を巡回視察したものであるが、大庄屋の指揮を受けて居る結果、大庄屋の補助機關の如くなり、その本來の目的たる監察機關としての任務を盡す能はず、情弊の存したことは組合目付共へ申渡された次の書付によつても明かである。

『一組合目附共勤方の儀、善惡共見及び聞及び候儀、其外共自他不拘一己之存奇、決定の上、密可申出管に候處、何事も不申出、身を安く置候心得にては役儀忘却の至、甚以不届なる事に候。此所誠精心を盡し可相勤候。品により推察の上に難申出儀も可有之候。右體の儀は其譯を委しく斷り木村長左衛門方へ密可申出候事

延享四年卯十二月

加判奉行

組合目附共へ

寛政時代の加判奉行岡本景淵の意見書に

『一郷中にて有志の人物へ勸農役の者被仰付、右の者は困暇の時は評定所へも出席仕、奉行始度々逢候て、農業の様子も承候様仕度奉存候。席も大庄屋席組合目付の席に申付候様仕度奉存候。權も無之候ては村役人を始め嘲り較様相成可申奉存候。大庄屋共の儀にも相成候様致度奉存候。郷目付は下に遠く組合目附は大庄屋の支配同様にて大庄屋へ何事も申出候に付大庄屋の曲直は誰一人申出候者も無之候へば、勸農役出来申候はゞ自ら可否も相分り可申候。小民の上よりは大庄屋、小庄屋の勸方、明白仕候義致し難く奉存候』

1) 宗國史外篇 國約志第四

2) 津市史稿、民政篇

といひ、『郷目付は下に遠く、組合目付は大庄屋の支配同様』とあるは極めて要領を得た言である。

かくの如く組合目付が監察機關として不十分であつたので、郡奉行茨木理兵衛は寛政七年之を全廢して、更に常廻目付八人を設けた。これも無足人中より擢用されたものであるが、大庄屋の支配を受けず、郷代官に直屬せしめ權威を有せしものであつた。即ち彼等は『郷中に住ながら大庄屋の支配を除く故、在々にて權柄強く種々の惡事を聞出し言上に及ゆゑ、在々難儀に及者多し』³⁾。且彼等の苦勞米(俸祿)として一日に米七升五合づゝ農村に於て負擔せなければならぬ。其の巡回には一夜十二文宛の木錢を拂ふのみであるから、其の他の費用は出張先の農村が負擔せなければならぬ。巡回が頻繁であればあるだけ村費が嵩むわけである。このことも亦農民の反感を買ふに十分であつた。元來農村では保守的思想が強い⁴⁾ため、新法を歓迎せぬものであるが、常廻目付の新役には特に農民の反感が甚かつたものと見え、彼等は衆民の怨府となり、一發暴發の場合眞先きに襲撃を受けたのであつた。亂後この職は廢せられて目付が復舊された。

七 儉 約 令

儉約の令が屢々發せられたことは、幕府に於ても各藩に於ても同様であつて敢て異とすべきで

はない。津藩に於ても屢々之を發してをるが、寛政八年に發せられた儉約令は特に注意すべきものである。その一々の條項は之を明かにするを得ないが「岩立茨」に記す所によれば、(一)先祖の年忌供養停止(二)供養にも餅搗く可らず(三)紋付の衣類禁止(四)不幸の節忌掛りの外、人を集む可らず(五)平生厚縁の外、音信贈答堅く無用等の條項があつたといふことである。正徳四年不熟の際發せられた節儉令にも「神事法事婚禮祝儀の取やり、常々停止申付置候へ共別而堅く可相慎事¹⁾」といふ如き條項があり、また必ずしも寛政八年に至つて始めて儉約が命せられたものではないが、從來の儉約令に比し、著しき寛嚴の差あることは明かである。これは農村の疲弊を救済するためには、切印金百年賦の如き方法をこる一方、極度の節約を農民に強ゆることが必要であり、茨木奉行はその勵行を期せんとして之を發したものであらうが、特に先祖の年忌供養を停止せしめたことは農民の激昂を招いたといふことである。當時種々の新法が行はれて農民の神經を刺戟してゐたときであるから、右の節儉令も一揆爆發の一誘因をなしたものと考へられる。

八 田畑山林平均

上述の如く農村の状態は窮迫を極め、種々の救済策が採られたのであるが、尙十分の効果を舉

1) 津市史稿、民政論

ぐるに足らず、遂に茨木奉行は一大英斷を以て田畑山林の均分策を實行することゝなつた。當時之を『地平し』又は『地割』と稱したが、その本質は一定期間内の土地割替を意味する地割制度¹⁾を採用したのではなくして、所有權を均分する所謂土地分給策を實施したものである。その方法や、行はれた範圍等を一一詳細に知るを得ざる事を遺憾とする次第であるが、大體の事情は次の如くである。

伊勢領内二百九十餘ヶ村の中、先づ最も難澁せる一志郡西部の農村三十八ヶ村、所謂山中と呼ぶ地方に對して『地方山林平均して村方天窓割にわり付、十ヶ年の年限を以試むべし』²⁾と觸渡し²⁾た。然るに『何れの村方にも差支多く不承知の村方のみなり。されども三百村にも及處纔に三十八村なれば、飛びくの村方にて強て願出る事もならず、且國命なれば恐伏して願出る者もなく寄合のみして評議區々なる處に、一志郡小倭郷九ヶ村は大庄屋も同じ事なれば赦免の義強て願出る。依之色々憐愍筋下るといへども一向聞入れざるによつて、先猶豫いたすべしとの事なり。此邊は紀州領入組多く、津領の田地を紀州領より作りなどして地割に附ては別て六ヶ敷所なり。其外の地割村も東西南北の隣村へ田畑山林賣渡置ぬれば、一村の地割も四五ヶ村に障り響く所百五十ヶ村にも及び、土地の模様にて色々差支あるよし。尤困窮百姓逆も物いらすに田地貰ふはよけれ共、下地難澁者なれば、農具等の貯なく肥しの元手に差支、却て難澁に及者もある由聞ゆ。

1) 拙著、日本社會經濟史、579頁

2) 岩立茨

然る處辰極月廿日頃地割役人此小倭郷へ來り、此地平し承知するにおゐては、高千石に下行金三拾兩糞三萬束下され、猶又田地の遠近作り高の多少人別の望に任せ、いかよふ共割渡べし。ケ様有難き事を不承知なるはいぶかしと甘みをねぶらし云渡せば、小百姓の分は此云渡しを聞いて虚と思ふ者もあり。實と思ふ者は扱々結構成事かな。我等は地割して貰ひたし、又々寄合をすべしと評議區々なり。中百姓以上は先祖より山林田畑持傳へ、其身一代に儉約を守り晝夜の分ちなく稼強ふして身上仕出し、田地買込家督としたる者にて家督に放れ、俄に家内眷屬のへらし様もなく、何を當に暮さんと途方を失ふ者もあり³⁾といふ有様で全く村方は混亂状態に陥つた。

この地平しによつて多くの土地を所有せし大百姓は、忽ちその土地を失つて路頭に迷はざるを得ざるに至つた。手を懷にし何等勞する所なくして他人の土地を兼併して大地主となりしものは兎に角として、勤勉なる小百姓でもやはり同様の憂目にあつたものである。「岩立茨」に曰く「爰に或村の百姓常廻目附へ對して曰、此度地割の義畏入候得共、第一私心得違の儀を仕、御上へ對し何共奉忍入候。其の故は私以前は難澁者に御座候處晝夜の分ちなく稼ぎ、身には綴れをまごひ、口には龜食を喰ひ、家内も是に順じ機稼をなして金銀の餘計を拵へ、田地買入御年貢年々無滞勤來候は心外の至に奉存候。此村方の困窮百姓は以前可也に暮せし者共に候得共耕作にうごく、口には美食を好み、日々酒を吞身にはよき着類を着し、在中に住ながら遊藝を樂み手慰に夜

3) 同上

を更し、次第に困窮に及者へは此度御田地下され、又出精致候者は田地御取上に成候也。私も是迄朋樂生皮を盡し候はゞ定て田地元手なしに下されべきに、國恩と存じ出精仕候段全心得違と罷成奉恐入ると云ければ、常廻役人此一言に一句の返答もなく、すごとく引取り。實にも古語に稼に追付貧乏なしといへば此百姓の申分尤成事なり」と。寛政八年には前述の如く切印金百年賦、諸債務支拂延期を命せられてゐるから、民間の金融は疏通を缺き、これがために中百姓小百姓も大に困窮し、上納に差支へる有様であつた。其處へこの地平しであるから、大百姓も家督に離れて困窮し、農村一體の空氣が頗る險惡なるものとならざるを得なかつたのである。茨木奉行がこの均分策を實行したことに對しては、勿論沈思熟慮の上、同僚と協議して實行した處であるが、事志と違ひ、これが直接の動機となつて十二月廿七日に至り、遂に百姓一揆の爆發を見るに至つたのである。

九 百姓 一 揆

寛政八年十二月下旬領下不穩の風説があつたが、折節藩主高嶷たか(九代)は江戸在府中である。城代藤堂仁右衛門以下家老奉行等は、廿一日に常廻目付をして諸村を偵察せしめたが、目付等は廿五日に歸應して各村異常なき旨を報告したが、『廿六日暮方津より五六里西南の方一志郡小倭郷

いづくともなく皆簀笠を着し、竹鍬を持、鎌斧を腰にさし、奥柳原の高山と小倭郷の内、庄内と下り松との三ヶ所に相圖の狼烟をあげ、鐵砲を打て寄集る百姓幾千人といふ限りなく、鯨波山谷に響き、近郷の村々をさそひ合せ、出ざる村は焼打つべしと(誓カ)るゆるゑ、是に随ひ次第に人數増長し八方へ手分をなし、道々放火をなし、夜通しに津の城さして押寄る。依之村々庄屋年寄注進に來る事櫛の齒を引くが如く、一番の注進廿七日曉丑の刻評定所へ到着なり夫より城内の騷動大方ならず¹⁾直ちに小倭、柳原、雲出各方面へ鎮撫のため赴かしめ防備の部署を定めた。一揆は各地で常廻目付の宅を破壊し、大庄屋や地割役人の宅を襲ひ、飲食物を略奪して家屋器物を破壊した。一方鎮撫諭告には主として加判奉行以下民政吏が之に當つたが、衆怨の府となれる茨木理兵衛は私邸に引籠らしめられた。廿九日に至つて常廻目付及地割役人等の役儀を免じ、諸事従前通り申付くることゝなつて、一揆は鎮靜したのである。然し津城内外における恐怖の状態は尙去らず、三十日は大晦日の勘定も停止され、正月の飾りもない。「町々はなんにもなしの年の暮、たゞかまひすし火用心の聲²⁾」といふ落首によつて當時の状態を推察することが出來やう。明くれば寛政九年であるが、正月三ヶ日は廻禮其他諸式廢止、五日に至り來る二十日を以て大節季とすべき旨が藩廳から告示され、七日の年越豆打も停止、十五日から商取引が稍行はれ始めた。

一揆に關する役人の處分としては城代藤堂仁右衛門の政事取扱を免じ(城代は舊の如し)岡本五

1) 茨上
岩同

2)

郎左衛門、長田三郎兵衛は加判奉行を免せられ、小寄合席五百石與付の上に被仰付、茨木理兵衛は知行(三百石)屋敷取上、親類共方にて塾居申付られ、郡奉行、郷目付以下それれ處分せられた。農民側は川口村の森宗左衛門、八對野村の多氣藤七郎、谷杣村の町井友之丞三人が一揆の主魁として審理せられ所刑せられたといふことである。この三人は孰れも村里における由緒ある門閥家で苗字を許され里正を勤めた家筋であつた。親友の間柄で、始め新法撤廢の請願書を起草して津城附近に落し文をなし、其書面は直に藩廳の手に入つて江戸へ送達されたことであつたが、其後何等の沙汰もなきため、遂に非常手段に訴へ多衆を率ゐて噉訴する考であつたが、暴動する意思はなかつた。然し一度事起るや、群集心理の赴く處、遂に破壊略奪の暴動となるを防ぎ得なかつたのである。拘禁并に所刑等に關し詳細なる史料を欠くため以上の事情だけを記しておく。

一〇 結 言

寛政八年の津の百姓一揆は土地分給策を直接の動機としてゐるが、其處に至るまでには上述の如き切印金、蔭切、常廻目付、儉約令等諸種の新法が行はれて、農村の空氣を惡化してゐたものである。「勸農或問」の記事では土地を取り上げられた富者が策動して、土地を得た貧民をして一

揆を起さしめたやうに記されてゐるが、勿論そういふことがあつたとしても、そればかりではなく、種々の事情が錯綜し、困窮せる農民を救済するものとはいひながら保守的な農村に、あまりに急激な改革を企てたことが、農村一般に險惡なる空氣を漂はしめ、土地を得た貧農も必ずしも新法を歓迎してゐたわけではなく、蔭切や常廻目付で多大の不安と反感どを持つてゐたものであらう。新法の問題は農村の救済といふことにあつたであらうけれども、その實行に於て十分な理會を缺き、農民にその精神が徹底せなかつたことは、やがて百姓一揆の起つた所以であらう。

事件の中心人物たる郡奉行茨木重謙は寛政二年二月、歳二十四にして郡奉行に任せられ、銳意民政を更張し時弊を匡救せんとしたものである。雲林院村灌漑水路改造(寛政三年八月)塔世川の改修及松宗垣内の復興工事等も重謙の事蹟として特筆すべきものであり、寛政五年乃至八年に於て加太、河内谷、北長野、八知、川上等の植林及び津海岸の防風林を經營し、且樹苗の配付権、苜蓿栽培等の事業をも行つてゐる。蔭切や均田斷行の事は意外の結果を見たわけであるが、彼れが失脚の後、流浪の旅に上らんとせしとき、君侯に上りし陳情書を見れば彼の誠意は明かに之を認むることが出来る。曰く

『臣重謙甫めて十七歳臣の父疫病して奉仕すること能はず、君公其の老を慰れみ致仕を許され、臣に賜ふに父の祿を以てし、い

くばくもなく親衛隊に補せられ、駕に東都に従うこと一年、掌計官長に擢てられ、臣愚其の任に勝へず、日夜罪を待つ、居ること半年、君公臣の無似を以てせずして特に牧民官に任ぜらる。臣時に過弱にして此の殊恩に膺る。一時比なし、臣愚是に於いて勤に謂ふ。斯れを之れ未だ信ずる能はざれば何を以て能く其の責に任ぜん。美錦は製を學ばざるべからず。然りと雖も學んで優を俟たば更に何の時を期せん、寧ろ徒らに先蔭に因りて濫りに恩祿を蒙せんよりも、心を盡くし、力を窮め其の驚鈍を竭くして已むに如かずと。是れを以て敢て辭せざる也。爾來身を以て職に殉じ夙夜勞苦すること茲に七年、頗る民情を知るあるが若し。恭しく君公至仁の旨を奉じ善は必ず賞し、惡は必ず懲らし、下吏を黜陟して以て舊弊を革め、宿債を蕩除して以て貧民を救ひ、田券を點査して以て經界を正し、汀樹を剪伐して以て水道を濬にし、榛莽を芟夷して以て材木を植ゑたり。此の數事は上司に諮り同僚に詢ひ、與に共に戮力して行ひし所也。(中略)謂ふに租稅定額より減じ繇役舊制を踰えざるに、而も民力の疲弊は年一年よりも甚し。抑も是れ何を以ての故ぞや、此れ必ず然る所以のもの有らん。蓋し兼併の患振古より歎ずる所、其の甚しきに至りては一郷の膏壤率ね姦豪の占むる所と爲る。而して礎礫の醜地獨り細民をして堪へざらしむ。或は田ありて主なく、稅ありて田なきものあり、亦甚しからずや。是を以て富者益富み、貧者益貧、無告の民、翅に糟糠にも厭かざるのみならず、家散し戸絶ゆる者多からずとせず、豈哀むべきの甚しきにあらずや。若し當路者姑息因循して其の弊を救はずば、則ち歲ごとに租稅の半を賜ふも亦爰ぞ以て爲さん。況や其の賜ふ所亦唯富めるに繼ぎて而して急に用くせず、是をしも忍ぶべくば執れをか忍ぶべからざらん。臣不敏、是に於て其の尤も窮困するもの數十邑を擧げて、口を計り力を量り以て其の田を均くせんと欲す。謹んで按ずるに魏初に李安世の均田の擧あり、我が延喜の朝に三善清行が見口の數に隨うて口分田を授くるの議あり。我が治下にも亦一二均田の村ありて何の時に創るやを知らず、民今に到るまで之れを便とせり。救窮の術は斯より善きはなし。然れども今新に此擧を作すは固より聊爾の擧にあらず、之れを思ひ之れを思ひ、又重ねて之れを思ひ、遂に上司同僚に懇懇し會議再三にして令を各邑に下せり。是に於てか土蒙蠻小民を惑すに詭點の計を以てし閭閻之れが爲めに釋々たり。乃ち之れに説くに理を以てし之れに諭すに義を以てし、三申五合して事方に成るに垂んとせしに、噫嘻姦猾黨を結びて小民を脅誘

し、海陵して禍を爲し、無事の邑に延及せり。何ぞ其の凶且暴なるや。臣實に斯民の爲めに圖りて而して斯民の愠に逢ひ、仁風を奉揚せんと欲して反りて徳化の政を潰し、併せて上司同僚をして幸に陥らしめたり。其れ之れを何とか謂はんや。臣愚罪才を描らずして敢て謀を妄にし進退維れ谷まり自ら伊の威を貽せり。即ち戮死せらるゝも猶餘罪あり。君公仁恕の厚き、臣の微志の在る所を憐れみ、悉く末滅に従うて廢劄して餘年を終へしめ給ふ浩博の恩焉れより大なるはなし云々

要するに津藩の均田策は結局失敗に歸したのであつたが、かゝる方法が兎に角も一度は實行されむとしたといふことは大に注意すべき事柄であらう。たゞその土地分給の方法及びその他の事項についても詳細に之を知ることが得ず、たゞ纔かにその事柄の輪廓及び當時の事情のみを記述し得るに過ぎざることば遺憾といふの外はない。若し其等の本項につき史料を有せらるる方は教示あらんことを望む次第である。